



司法書士による

要事前申込【お申込多数の場合は抽選】

参加費 無料



遺言書作成講座

1 2024年1月23日 火 定員 30名様
たかつガーデン 大阪府教育会館

2 2024年1月24日 水 定員 25名様
大阪司法書士会館

3 2024年2月1日 木 定員 25名様
クロスパル高槻 高槻市立総合市民交流センター

4 2024年2月13日 火 定員 25名様
フェニーチェ堺 堺市民芸術文化ホール

当日の時間割と講座内容

13:30~14:00

受付

14:00~14:30

第1部

司法書士による遺言基礎講座

大阪司法書士会 所属司法書士

14:30~15:00

第2部

遺言書作成体験

15:00~15:15

第3部

法務局における遺言書保管制度説明

大阪法務局 遺言書保管官 ほか

15:15

閉会 (予定)

15:20~

無料相談会

ご希望の方の中から当選者のみ相談可能
(当日受付なし) 相談時間:1組約30分



※フェニーチェ堺会場のみ
「自筆証書遺言書保管制度と
法定相続情報証明制度について」
となります。

お申込方法

FAXまたはおハガキでお申込みください。

要事前申込/参加証なき方のご入場不可

FAX

06-6941-7767

「遺言書作成講座」と
必ずご記入ください。

おハガキ

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号
大阪司法書士会「遺言書作成講座」係

右記の項目を
ご記入ください。

- ご希望の日程と会場名 (=1申込1箇所のみ)
- 相談会ご希望あり・なし
- 代表者氏名(フリガナ)
- 郵便番号/住所
- 年齢
- 電話(あればFAXも)
- 人数(最大2名) (=1申込2名まで)
- 同伴者(あれば)の氏名(フリガナ)

※お申込みはお一人様1会場限り有効、お連れ様がおられる方は取りまとめて1回でお申込みください。複数会場お申込みされた場合、お申込み会場の中から1箇所のみ有効とさせていただきます。※相談会参加ご希望の方は必ず「相談会希望あり」の旨ご記入ください(ご記入なき方は「希望なし」の扱いとなります)。

お問合せ先 大阪司法書士会 [TEL] 06-6943-6099 《平日 10:00~16:00》

※開催場所の詳細は裏面をご覧ください。

お申込締切日

【全会場共通】

2023年12月22日(金)

お申込みは先着順ではございません。
FAX・おハガキともに必着。

お申込多数の場合は抽選。

当落通知は郵送で全員に
1月中旬ごろまでにお送りします。



大阪司法書士会
マスコットキャラクター
「フクロボウ」

主催/大阪司法書士会 後援/大阪法務局



近年、国民の権利意識の向上により、相続について関心が高まっています。
また、終活ブームの影響もあり、**自らの意思を明確に残すこと**のニーズも存在しています。
昨年ご参加の皆様からご好評をいただいた、**遺言書作成の基礎知識を学び実際に体験できる**
司法書士による「遺言書作成講座」を4会場に拡大して開催します。



① たかつガーデン 大阪府教育会館 2024年1月23日 火



〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11
近鉄線「大阪上本町」駅地上ホームより徒歩約3分
地下ホーム(近鉄11番出口)より徒歩約3分
大阪メトロ谷町線・千日前線「谷町九丁目」駅(近鉄11番出口)
より徒歩約7分

※なるべく近隣のコインパーキングをご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

② 大阪司法書士会館 2024年1月24日 水



〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車
8番出口徒歩約3分

※当会館には駐車場・駐輪場はありません。
※近隣のコインパーキングをご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

③ クロスパル高槻 高槻市立 総合市民交流センター 2024年2月1日 木



〒569-0804 高槻市紺屋町1-2
JR京都線「高槻」駅南口 すぐ

※なるべく近隣のコインパーキングをご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

④ フェニーチェ堺 堺市民 芸術文化ホール 2024年2月13日 火



〒590-0061 堺市堺区翁橋町2-1-1
南海電車高野線「堺東」駅西口 徒歩約10分
阪堺電車「宿院」駅下車 徒歩約11分
南海電車本線「堺」駅から南海バス約12分「安井町」・「一条通」下車すぐ

※なるべく近隣のコインパーキングをご利用いただくか、公共交通機関でお越しください。

ご来場の皆様へお願い

※各部の所要時間および講演終了時刻は変更になる場合があります。
※講座開始後の入場はお断りさせていただきます。

※参加証のない方は入場いただけません(要事前申込)。
※応募に関する個人情報は、講座の受付以外には使用しません。



あなたの遺言書 法務局で保管できます!

(2020年7月10日施行)

▼遺言書保管制度の主なメリット▼

① 紛失改ざんを防止

法務局で**厳重に保管**します。盗難・紛失・改ざん・隠ぺいの心配がありません。遺言書**原本**だけではなく、**データ**としても保管するので、災害にも強いです。

② 遺言書の存在を通知

相続開始後、「法務局に遺言書が保管されていること」が**相続人全員に通知**されます。

③ 検認不要

家庭裁判所における**検認が不要**です。

お問合せ先

大阪法務局供託課遺言書係(直通)

06-6942-9482

大阪法務局 遺言書

検索

<受付時間>
8:30~17:15



YouTube「大阪法務局チャンネル」

わかりやすい動画を好評配信中!

◀大阪法務局公式サイト
「法務局の遺言書保管」について



ぜひ
ご覧ください!



遺言書ほんかんガルー